



Japan. "Kampai" to the world.
Sake & Shochu

国税庁における日本産酒類の輸出促進・輸出環境整備

- ① 日本産酒類の輸出促進・輸出環境整備に関する
国税庁等の最近の取組
- ② 地理的表示制度の見直し
- ③ 地理的表示「日本酒」の指定

平成27年9月17日
国 税 庁

① 日本産酒類の輸出促進・輸出環境整備に関する国税庁等の最近の取組

1. 酒類の専門的知識等の普及・啓発

- 各国在日大使・外交官に対して日本酒セミナー・酒蔵ツアーを実施
- 在外公館が実施する日本酒セミナー（醸造技術者、政府関係者、飲食業界関係者を対象）への協力
- 在外公館へ赴任する大使を対象とした日本酒に関する研修への協力
- 国税庁HP上に酒類鑑評会の結果や放射性物質の分析結果を英文により公表
- 各種イベント等における日本産酒類のPR
 - 國際會議・イベント等
 - > ツーリズム EXPO ジャパン ジャパンナイト（東京；平成 26 年 9 月）
 - > ダボス会議ジャパンナイト（スイス；平成 27 年 1 月）
 - > ブラジルW杯ジャパンプレゼンテーション（ブラジル；平成 26 年 6 月）
 - 日本産酒類キャンペーンへの後援
 - > 主要国際空港における日本産酒類キャンペーンの後援（平成 25 年 10 月～）
 - > ミス日本酒の後援（平成 25 年～）



【参考】(独)酒類総合研究所における取組

- パンフレット等の作成
 - 「日本酒ラベルの用語事典」
(日本語版、外国語版(英語、中国語、韓国語ほか 計 10 力国語))
 - 「お酒のはなし」(日本語版、英語版)
 - 「清酒を紹介するリーフレット」(英語版、中国語版、韓国語版)
- 海外の酒類教育機関の日本酒講座に対する協力
- 清酒の専門用語の標準的英語表現の作成

2. 酒類業界への支援

- 酒類業関係者に対する輸出セミナーの開催や支援情報の提供
- JETRO と共同で酒類業関係者向けの輸出ハンドブック（韓国編、中国編、香港編、台湾編、米国編）を作成
- 酒類の業界団体から構成される日本酒輸出協議会における輸出戦略の策定を支援
- 酒類製造者の技術力の維持強化への支援（研究成果や先端技術の醸造現場への普及、酒類の品質確保の支援等）

3. 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけ

- 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除へ向けた働きかけ
国税庁及び（独）酒類総合研究所が実施した放射性物質に係る分析結果並びに同研究所の研究結果を科学的な論拠として活用し、関係府省と連携して規制の解除・緩和に向けた働きかけを実施
 - 緩和・解除された国・地域
 - EU（24年10月）、ブラジル（福島県産を除く規制解除（24年12月））、マレーシア（25年3月）、ロシア（6都県産酒類に対する輸入停止措置の解除（25年4月））、タイ（26年11月）
 - 規制されている国・地域
 - 韓国、中国、ブラジル、仏領ポリネシア、モロッコ、エジプト、ブルネイ、ドバイ、アブダビ、ロシア
今後も各国に対し、引き続き規制緩和・解除に向けた働きかけを行う。
- 中国における一部通関差止めに対する対応
他省庁との輸出証明用紙の違いを理由とした日本産酒類の一部通關差止めに対し、外務省を通じた通關再開への働きかけ
 - H27年9月1日以降、偽造防止用紙を導入
- E P A（経済連携協定）・F T A（自由貿易協定）の推進
- 米国、EUにおける蒸留酒の容量規制の見直しに向けた働きかけ

② 地理的表示制度の見直し

(1) 現状と課題

- EU等で普及している地理的表示制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度。

※ 海外の地理的表示としてはボルドー（ワイン）、パルマ（ハム）などが有名。地理的表示に指定されると、ブランド価値が高まるほか、国際交渉を通じて、外国に対しても、特定の産地の特徴を有していないのにその産地名を名乗った商品等の取締りを求めることができるようになる。

- 現在、酒類の地理的表示については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく告示（地理的表示に関する表示基準）により、国税庁長官が指定。

※ これまで、「壱岐」、「球磨」、「琉球」、「薩摩」（以上焼酎）、「白山」（清酒）、「山梨」（ワイン）の6つを指定。

- 日本産酒類のブランド価値の向上やクールジャパンの振興を図っていくためには、地理的表示の活用が有効であるが、日本では地理的表示のメリットが事業者にあまり理解されておらず、また、指定の要件が具体的に示されていないことなどもあり、これまで活用が進んでいない。

(2) 検討事項

地理的表示制度の活用を図るため、主に以下の事項について見直しを行い、現行制度の体系化を行う。

- ・ 地理的表示の指定を受けるためにどのような要件を満たす必要があるか等の基準を明確化（ワインや清酒について酒類の区分ごとにガイドラインで細目を明示する）
- ・ 地理的表示の認知度を高めるため、消費者にわかりやすい統一的な表示をルール化 等

（注）パブリックコメント等の手続を経て、本年秋頃を目途に告示等を改正予定。

③ 地理的表示「日本酒」の指定

- 地理的表示制度は、地域ブランドの確立に有効な制度であるが、国際的にみれば国も一つの地域であり、ある特定の国に特徴的な產品についても、この制度を活用することが可能。

(参考) 海外では、Scotch Whisky（スコッチ・ウイスキー）、Canadian Whisky（カナディアン・ウイスキー）など、国レベルでの地理的表示の例がある。

- 日本酒は、日本の伝統的な製法・原料に由来する酒類であり、日本酒全体のブランド価値向上やクールジャパンの一環として取り組んでいる輸出促進のため、国レベルの地理的表示として、「日本酒」を指定することを検討中。

【地理的表示「日本酒」の対象】

- ・国産米を原料とし、かつ、日本国内で製造された清酒
(=現在国内で製造されている全ての清酒が該当)

- 指定により、国際交渉を通じて、外国に対しても、日本酒に該当しないのに日本酒と表示している商品の取締りを求めることが可能。
また、外国産の清酒や輸入米を原料とした清酒は、「清酒」とは表示できるが「日本酒」とは表示できなくなり、消費者にとって区別が容易になる。

- 今後、業界の意見も参考にしつつ、前記の地理的表示制度の見直し後、所要の手続を経て、地理的表示「日本酒」を指定する予定。